

令和6年7月定例教育委員会議事日程

日時 令和6年7月4日(木)

午後4時開議

場所 市川市役所第2庁舎 大会議室

1 開会

2 会議成立の宣言

3 議事日程の決定

4 議案第17号 市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付け
に関する条例施行規則の一部改正について

議案第18号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱につ
いて

5 閉会

令和 6 年 7 月 定例教育委員会提出議案

議案第17号	市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例施行規則の一部改正について	就学支援課	1
議案第18号	市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・	教育センター	5

議案第 17 号

市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する
条例施行規則の一部改正について

市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例施行規則の一部改正について、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 4 日提出

市川市教育委員会

教育長 勝 山 浩 司

理 由

市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例に基づく入学準備金の貸付けに関し、連帯保証人には「確実な保証能力を有すること」を要件として求めているが、当該要件をより具体的に定めることから、本規則の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会規則第 号

市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する
条例施行規則の一部を改正する規則

市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 連帯保証人の本人確認書類

第6条第2号を次のように改める。

(2) 年齢が18歳以上であること。

第6条に次の4号を加える。

(3) 入学希望者が入学しようとする高等学校、専修学校又は大学の所定の修業期間（条例第6条第1項に規定する所定の修業期間をいう。）が終了した日の属する月の翌月から3年を経過した日において、65歳未満であること。

(4) 破産手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 入学準備金の貸付けを受けようとする年度の前年度における合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が200万円以上であること。

(6) 入学準備金の貸付けを受けていないこと。

第8条中「及び」の次に「第4号並びに」を加える。

様式第7号中「及び収入を証する書類」を「、収入を証する書類及び本人確認書類」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1項、第6条及び第8条並びに様式第7号の規定は、令和6年8月1日以後に申請のあった入学準備金の貸付けについて適用し、同日前に申請のあった入学準備金の貸付けについては、なお従前の例による。

現 行	改 正 後
(申請の手続及び期間) 第3条 入学準備金の貸付けの申請をしようとする保護者は、入学準備金貸付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて委員会に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) — 2 (略) (連帯保証人の資格) 第6条 連帯保証人は、原則として次に掲げる要件を備える者とする。 (1) (略) (2) 確実な保証能力を有すること。 — — — (連帯保証人の変更) 第8条 借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、直ちに、入学準備金連帯保証人変更届(様式第7号)に、第3条第1項第3号及び第5条第1項第3号に定める書類を添えて委員会に提出しなければならない。	(申請の手続及び期間) 第3条 入学準備金の貸付けの申請をしようとする保護者は、入学準備金貸付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて委員会に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>連帯保証人の本人確認書類</u> 2 (略) (連帯保証人の資格) 第6条 連帯保証人は、原則として次に掲げる要件を備える者とする。 (1) (略) (2) <u>年齢が18歳以上であること。</u> (3) <u>入学希望者が入学しようとする高等学校、専修学校又は大学の所定の修業期間(条例第6条第1項に規定する所定の修業期間をいう。)</u><u>が終了した日の属する月の翌月から3年を経過した日において、65歳未満であること。</u> (4) <u>破産手続開始の申立てをしていないこと。</u> (5) <u>入学準備金の貸付けを受けようとする年度の前年度における合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)</u><u>が200万円以上であること。</u> (6) <u>入学準備金の貸付けを受けていないこと。</u> (連帯保証人の変更) 第8条 借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、直ちに、入学準備金連帯保証人変更届(様式第7号)に、第3条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項第3号に定める書類を添えて委員会に提出しなければならない。

議案第18号

市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

市川市少年センター運営協議会委員を解嘱及び委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和6年7月4日提出

市川市教育委員会

教育長 勝山 浩司

理 由

辞任願を提出した委員を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第6条第1項及び同施行規則第2条の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市少年センター運営協議会 解嘱委員・委嘱委員 一覧

解嘱委員

区 分	氏 名	所属・役職名	解 嘱 年 月 日
第1号委員 (教育関係者)	かわまた こういち 川俣 興一	前市川市立第五中学校 校長	令和6年7月4日
第3号委員 (警察関係者)	たの ひであき 田野 英明	前千葉県市川警察署 生活安全課 課長	令和6年7月4日

委嘱委員

区 分	氏 名	所属・役職名	委 嘱 年 月 日
第1号委員 (教育関係者)	あおき よしと 青木 良斗	市川市立第四中学校 校長	令和6年7月5日
第3号委員 (警察関係者)	みやた りゅういち 宮田 龍一	千葉県市川警察署 生活安全課 課長	令和6年7月5日